

霧島山(新燃岳)の噴火活動が 活発化した場合の避難計画



平成23年3月
霧島市

目 次

1	目 的	1
2	方 針	1
3	避難計画の対策内容と実施責任者	1
4	防災体制の確立	1
5	避難を想定した準備に関する事項	4
6	避難時の対応に関する事項	7
7	避難後の対応に関する事項	11
8	医療体制の整備	12
9	教育機関の避難対策	13
10	その他	13

参考資料

霧島山（新燃岳）の噴火活動が活発化した場合の避難計画

1 目的

本計画は、霧島山（新燃岳）の噴火活動が活発化した場合における地域住民等の安全を確保し、円滑な避難行動がとれるようにすることを目的とする。

2 方針

本計画は、霧島火山防災マップ及び新燃岳の噴火シナリオに基づき、噴火警戒レベルの推移に応じた具体的防災対応が適切に行うことができるよう、必要な応急対策の細部について定めるものであり、火山現象のうち噴石（大）の飛散による被害防止を焦点として計画する。

3 避難計画の対策内容と実施責任者

対策に当たる実施責任者は次のとおりとし、協力して住民の避難、救助等の災害対策を実施するものとする。

各実施責任者は、これらの応急対策を実施するため、災害対策の組織等についてあらかじめ定めておくものとする。

対 策 内 容	実 施 責 任 者
火山活動その他の異常現象等の情報の収集、通報	霧島市長
火山活動その他異常現象等の観測及び噴火予報・警報の発表	福岡管区気象台長 鹿児島地方気象台長
避難準備情報、避難指示・勧告の発令	霧島市長
避難誘導	霧島市長
避難住民等輸送機関の動員及び従事命令	鹿児島陸運支局長 県知事
災害警備及び対策情報、現地被害情報等の収集	霧島市長
避難所の設置及び炊き出し、被服寝具等の標準的 救援物資の給与・貸与	霧島市長 県知事
負傷者、障がい者の各種医療対策、精神的ケア等	霧島市長 県知事 始良郡医師会長等
各種情報の収集伝達及び各対策の総合調整	県知事
各自治会、ボランティア団体等とりまとめ誘導、 ボランティア救援物資の整理配分等	各地区自治公民館長等 市職員 県派遣職員

4 防災体制の確立

火山噴火に伴う災害に対処するため、霧島市長は災害対策本部等を設置することとなるが、火山活動は噴火予測が困難なため、災害対策本部設置の事前

措置が必要であり、最悪の事態に対処し得る準備体制と災害発生の場合は速やかに非常体制に移行し得る準備が重要となる。このため、災害の状況に応じ、次のとおり情報連絡体制、警戒体制及び非常体制に区分して定める。

(1) 情報連絡体制（噴火警戒レベル2及び3等）

噴火警戒レベル2（火口周辺規制）や噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表される等、山頂部や山腹に影響がある噴火が発生、または発生する可能性があり、災害が発生することが予想されるとき、安心安全課長を責任者とした情報連絡体制をとり、状況に応じては警戒体制に移行する措置をとるものとする。

(2) 警戒体制（噴火警戒レベル4等）

① 警戒体制の基準

ア) 噴火警戒レベル4（避難準備）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）場合。

イ) 有感地震が多発する等、住民が自主的に避難する状況が発生した場合。

ウ) その他霧島市長が必要と認める場合。

② 災害警戒本部の設置等

災害警戒本部の設置等については、第2章第1節「応急活動体制の確立」による。

なお、噴火警戒レベル4の場合でも、状況に応じて非常体制に移行する措置をとるものとする。

(3) 非常体制（噴火警戒レベル5等）

① 非常体制の基準

ア) 噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある場合。

イ) その他霧島市長が必要と認める場合。

② 災害対策本部の設置等

災害対策本部の設置等については、第2章第1節「応急活動体制の確立」による。

噴火警戒レベルに対応した体制等

噴火警戒レベル	防災対応	体制	対応	現象
レベル 5	(避難) 危険な居住地域からの避難等が必要	非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告の発令 避難指示の発令 宮崎県側との調整 住民等への広報、問合せ(住民・関係機関・報道等)に対する対応 関係機関等へ規制の連絡 	<p>●噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している</p> <p>【享保年間の噴火の事例】 1716年～17年：火砕流が約3.5kmまで到達</p>
レベル 4	(避難準備) 警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備情報の発令(災害時要援護者は避難) ※規制区域等の設定については、霧島山噴火災害対策連絡会議等へ助言を求める場合あり 各道路の規制(予告看板と通行止) 各登山道の規制(看板・規制ロープ設置) 宮崎県側との調整 住民等への広報、問合せ(住民・関係機関・報道等)に対する対応 関係機関等へ規制の連絡 	<p>●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される</p> <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p> <p>●火口から概ね2.5km以内に噴石飛散</p>
レベル 3	(入山規制) 住民は通常的生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。 入山規制及び道路通行規制等危険な地域への立入規制等。	情報連絡体制	<p><気象庁が示す危険予想区域に応じた規制区域の設定></p> <ul style="list-style-type: none"> 宮崎県側との調整 各登山道の規制(看板・規制ロープ設置) 各道路の規制(予告看板と通行止) 住民等への広報、問合せ(住民・関係機関・報道等)に対する対応 関係機関等へ規制の連絡 	<p>●火砕流が火口から概ね2km以内に到達する可能性</p> <p>【過去事例】 明確な記録なし</p> <p>●火口から概ね2km以内に噴石飛散</p> <p>【1959年噴火の事例】 2月：山頂西側の斜面で割れ目噴火、1～2km程度まで噴石飛散</p>

レベル2	(火口周辺規制) 住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	情報連絡体制	<1 km規制> ・ 宮崎県側との調整 ・ 各登山道の規制（看板・規制ロープ設置） ・ 住民等への広報、問合せ（住民・関係機関・報道等）に対する対応 ・ 関係機関等への規制の連絡	●小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散 【過去事例】 明確な記録なし ●小噴火の発生が予想される 【1991年の事例】 1991年11月～1992年2月：火山性地震や火山性微動が増加、ごく小規模噴火
レベル1	(平常) 状況に応じて火口内への立入規制等（2007年12月現在、火口内規制中）		・ 住民（旅館・ホテル等含む）に対する防災意識の啓発状況により以下の措置を行う ・ 各登山道へ注意看板設置 ・ 宮崎県側との調整 ・ 住民等への広報	●火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり（2007年12月現在の状態）

5 避難を想定した準備に関する事項

(1) 避難指示等の発令の基準

1) 避難準備情報発令の基準

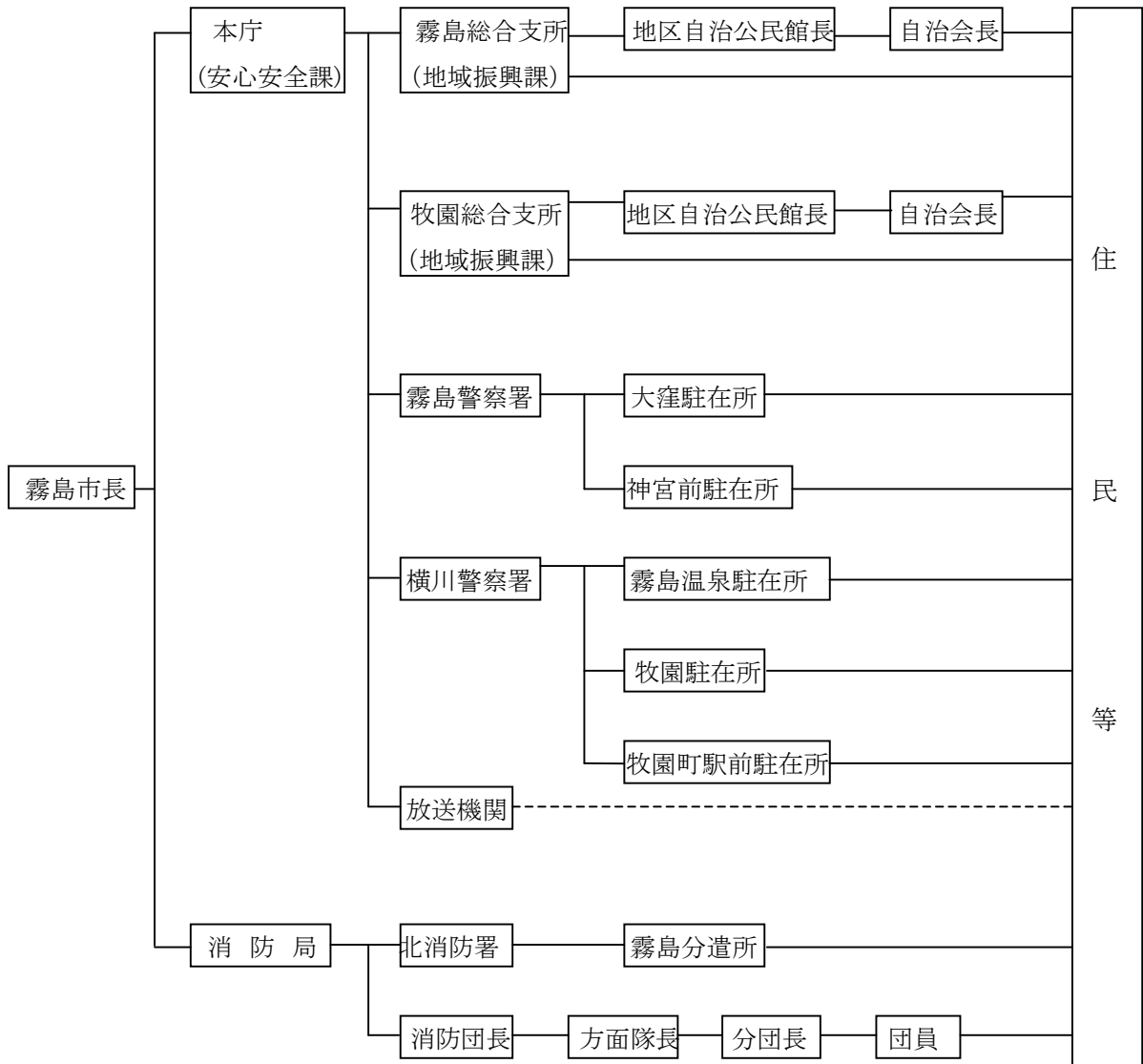
「避難準備情報」は噴火警戒レベル4（避難準備）の噴火警報が発表される等、居住地域に被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合、これを発令する。

2) 避難指示等発令の基準

「避難指示等」は噴火警戒レベル5（避難）等の噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合、これを発令する。

(2) 避難に関する情報の伝達について

1) 避難情報の伝達体制



2) 避難情報の伝達内容

避難対象地域に居住・滞在する住民、観光客や他地域からの一時滞在者を対象に伝達する避難情報の内容については、次に示す例や地域特性に応じた項目から、住民が短時間に認識できる情報量を考慮して定める。

- ・ 避難の理由、可能性のある現象（例：火砕流、溶岩流等）

- ・避難が必要な区域
- ・避難の切迫性
- ・避難先
- ・避難方法、避難手段（災害時要援護者の支援に関する事項、避難経路等も含む）
- ・携行品、服装の留意点
- ・戸締り、電気、ガス、水道等の遮断
- ・気象状況・今後の気象の見込み
- ・その他

3) 避難情報の伝達方法

- ① 牧園地区においては、牧園総合支所から MCA 無線を使用し、自治会長宅を経由して簡易無線個別受信機により各戸に伝達するほか、広報車等により周知する。また、ホテル関係者や宿泊者については、ホテル・旅館を経由して伝達する。
- ② 霧島地区においては、霧島総合支所から NTT 回線を使用し、自治会長宅から簡易無線個別受信機及び有線により伝達するほか、広報車等により周知する。

4) 情報伝達にあたっての留意点

避難情報の伝達に当たっては、対象となる住民、旅行者等の一時滞在者すべてにその情報が確実に伝達されなければならない。避難情報が発令される状況として、豪雨時や夜間も想定されるため、屋外スピーカーや広報車による情報伝達だけでは不十分な場合もあるため、以下のような点に留意する必要がある。

① 確実な避難情報の伝達

避難情報の住民への伝達には、前項であげたような情報伝達手段があるが、住民に最も伝わりやすいあらゆる伝達手段を検討し、複数の伝達手段で情報を伝えることが望ましい。

② 放送機関との協定の締結・放送の要請

各放送機関と避難情報を発令した場合の緊急放送に関する協定の事前締結や、放送の要請を行うことが望ましい。

③ 緊急を要する場合の対応

霧島市長が記者会見を行ったり、自らマイクをもって住民に対し緊急

避難を呼びかける等の対応策も有効と考えられる。

④ 住民同士の避難の呼び掛け

日常のつながりを通して、近隣の住民同士が相互に避難を呼びかけることができるようなコミュニティを確立しておくことが、災害時の情報伝達の上では重要である。

⑤ 災害予測区域等の事前の周知

霧島火山ハザードマップ等で示される災害が発生する可能性の高い地域については、住民へのハザードマップの配布や回覧、広報誌や市ホームページ等での災害予測区域の掲載、防災講演会等での取り組みを行う。

(3) 避難対象者ごとの避難場所等の把握

噴火警戒レベル5における避難対象者は、霧島火山防災マップに基づき事前に把握しておく必要がある。また、住民が自主的に避難行動を開始した場合等に備え、霧島市長が住民の安全確保のため必要と判断した避難対象区域及び避難対象者も事前に把握し、且つ安全に避難させるために次に掲げるリストを作成するものとする。

- 霧島火山防災マップに基づく避難に係る避難誘導者等のリスト 別表1
(自治会等ごとの避難誘導者や避難所等について記載)
- 情報伝達手段のリスト 別表2
(自治会等ごとの避難時の情報伝達手段について記載)
- 避難所および一時集合場所等の一覧 別表3
(避難所等の名称及び所在地等について記載)
- 避難対象者と避難誘導責任者 別表4
(自治会等ごとに避難誘導責任者等を記載)
- 避難元と避難先、それに係る時間のリスト 別表5
(自治会等ごとの避難先と避難に要する時間等について記載)

6 避難時の対応に関する事項

(1) 段階に応じた避難行動

1) 事前(自主)避難の実施要領

事前避難とは、住民が自主的に避難するものであり、次の要領で実施する。

① 避難誘導

事前避難は、本格的な避難に先立つ準備避難であり、その避難は住民の自主判断に委ねるべき性格のものである。従って、この段階においては、特に避難誘導は行わない。

② 交通手段

徒歩・自転車・自家用車等による自力避難、バス等の公共交通手段による避難等あらゆる移動手段を予定する。

③ 避難所開設

霧島市長は、事前避難者のために避難所を指定・開設し、収容する。なお、親戚、知人等を頼って避難する場合は、避難対象地域の避難誘導責任者が連絡先を把握するものとする。

④ 避難所における救助措置

この段階においての、炊き出し、被服、寝具、生活必需品の給与、医療、及び助産等の給付は必要に応じて行う。

⑤ 携帯品の制限

この段階において避難する場合は、当分の間生活できる程度の食糧、被服、日用品及び医薬品とする。

2) 避難準備情報発令段階の避難

災害時要援護者等、避難に時間を要する高齢者や障がい者の人たちを対象に避難を呼びかけるものであり、福祉関係者や民生委員等の支援のもと個別支援計画に基づき避難を行う。

3) 避難勧告段階の避難

各自治会等であらかじめ定められた誘導責任者及び誘導担当者が誘導に当たる。避難に際しての各地区ごとの連絡先、誘導責任者、集結地、避難所などの避難に係る主要な事項はリストに整理し何時でも利用できる状態にしておくものとする。

4) 避難指示段階の避難

避難要領は、前記避難勧告段階に準ずるが、避難漏れのないよう巡視広報を強化し、残留希望者についても強く指示して避難させるものとする。

(2) 避難手段について

1) 輸送手段

原則、徒歩、自家用車、バスとする。

2) 輸送力の確保

避難者の輸送とは、避難指示等における避難行動が必要な段階でバス等の公共交通機関を用い、行政の主導によって住民等を安全な場所に移動させることを指す。バス等の公共交通機関が平常運行しているときの輸送は、原則として、それらの公共交通機関及び自治体所有の車両等によるものとするが、不足するものについては、霧島市長が公共交通機関等に車両の派遣を要請するものとする。

- ① 民間所有車両（自家用車、バス等）については、所有者及び輸送能力等を調査し、常にその状況を把握し、緊急時における輸送協力について依頼しておくものとする。
- ② 隣接市町等の保有する車両については、あらかじめ隣接市町等の長と協議し、輸送協力について依頼しておくものとする。
- ③ 知事へ派遣要請を行う場合は、次の事項を明示するものとする。
 - ・ 輸送を要する人員
 - ・ 一時集結地
 - ・ 車両数
 - ・ その他必要な事項

3) 輸送方法

- ① 車両の現地出発に際しての集結地は、災害の状況、地域の特性に応じてあらかじめ定めておく。
- ② 車両の集結については、霧島市長の派遣要請に基づき、九州運輸局鹿児島運輸支局が関係機関に要請するものとする。
- ③ 車両の現地到着に際し、市は車両ごとに輸送対象が分かるよう一時集合場所及び避難先等を指示するものとする。
- ④ 車両の避難者輸送に当たり、各所轄の警察署長は、市の協力の要請に基づき、安全輸送を期するため、各車両を誘導するとともに、対策関係機関以外の車両について交通規制を行うものとする。また、病院

及び福祉施設の車両で、「避難者輸送用霧島市協力車両」の表示を付けた車両については、交通規制にあたり配慮するものとする。

(3) 道路交通規制について

警察並びに国、県及び市の道路管理者は、噴火警戒等の発表に伴い、火山ハザードマップに基づき設定された避難対象範囲や、合同対策本部等が新たに設定した避難対象範囲をもとに、関係機関と連携して必要に応じて、交通規制及び道路の通行禁止措置を講じる。

災害対策本部等は、噴火の状況に応じて、警察及び道路管理者に交通規制及び道路の通行禁止措置を要請する。

(4) 避難ができなくなった人たちの安全対策について

1) 住民等の避難

噴火により避難経路が閉ざされた場合は、避難誘導責任者が災害対策本部等に連絡する。また、市長が要請する警察、自衛隊の救助を一時集合場所で待つものとする。

市は、ヘリコプターの飛来が可能な場合は、県、警察、海上保安庁、自衛隊等にヘリコプターの出動を要請する。

2) 自衛隊災害派遣要請による避難

市長は、地域に係る噴火等の災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めたときは、知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求める。

① 要請基準について

霧島山(新燃岳)の噴火シナリオから想定される災害派遣要請の基準は、噴火活動が活発化した場合、噴火警戒レベル4以上を基準とし、以下の状態が起きた時とする。

- ・ 避難対象区域の住民が、火砕流や熱風を伴う火山活動により通常的手段による避難が困難
- ・ 避難対象区域の住民が、多量の火山灰や噴石(こぶし大)の継続的な落下により通常的手段による避難が困難
- ・ 避難対象区域の住民が、落石・地割れ等により通常的手段による避難が困難

② 要請時について

- ・避難対象区域近傍における装甲車等の待機場所を確保する
- ・避難支援時に市職員は自衛隊職員と同行する

3) 避難に際し住民のとるべき行動

住民は、自らが自己の責任において行動すべき内容について理解しておかなければならない。また、行政からの避難準備情報や避難の呼びかけに従い、避難を円滑に行うものとする。

① 住民及び地域の避難誘導責任者は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、避難所等を事前に把握しておくとともに、霧島火山防災マップで火山災害についても把握すること。

② 避難の際の携帯品はあらかじめ準備しておき、避難の際は混乱を避けるため制限を守ること。持病の治療薬等重要な医薬品は避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。

③ 避難の前には必ず石油ストーブは消火を確認し、ガスはガス栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉めること。

④ 避難するときは、頭巾又はヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを基本的には着用すること。

⑤ 行動は全て避難誘導責任者の指示によって行い、近隣に声をかけ、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。

⑥ 行動は沈着に行い、不確実な情報等にまどわされないよう注意すること。

7 避難後の対応に関する事項

(1) 避難状況の把握及び報告

避難所配置職員や避難誘導責任者は、住民の避難状況について、人数、性別、氏名等を次の要領により霧島市長へ報告する。

1) 報告時期

避難指示等が発令されてから2時間おき（特に必要のある場合は随時）程度

とするが、被害状況が拡大する恐れがある場合等の緊急の際には、間隔を狭める。

2) 報告内容

① 避難者に関すること

- ・ 当該地区住民の世帯数及び人員数
- ・ 避難した世帯数及び人員数
(避難所、知人宅等避難先を区分する。)
- ・ 地域住民以外の旅行者等の一時滞在者等の避難人数 (可能な限り)
- ・ 避難者の負傷等の状況
- ・ その他避難者の状況について特に必要な事項

② 輸送車両に関すること

- ・ 輸送車の状況
- ・ 輸送完了の見通し
- ・ 増配車の必要性の有無
- ・ その他輸送に関し特に必要な事項

③ 残留者に関すること

- ・ 残留者の有無、氏名及び残留理由
- ・ 避難の目途

(2) 避難所の管理・運営

避難所運営マニュアル (平成 21 年 2 月作成) による。

8 医療体制の整備

火山災害の場合は、外傷等による直接的な被害を負う人に加え、火山灰等の吸引による間接的な健康被害も考えられる。また、噴火による空振、火砕流、土石流といった日常の生活では経験しない自然現象を体感することにより精神的な負担を覚える住民等も増大することが考えられる。住民等の精神的負担は、長期の避難生活を余儀なくされる場合はさらに大きくなる。そのため、火山災害が予想される地域においては適切な医療体制を事前に整え、災害時の医療活動に従事してもらえる医師、看護師等をあらかじめ確保する等適切な対応が必要である。医師・看護師の専門は外科、整形外科、内科等だけでなく心療内科、精神科関連の医師の援助も必要である。なお、災害により死者が出た場合の遺体処理についても、遺体の処理方法、処理場所等について事前に把握しておく必要がある。なお、重度の熱傷に対し対応する病

院がないため、市域外へ救急搬送する必要がある。

9 教育機関の避難対策

避難対象区域の学校等の教育機関を管轄する地域の教育委員会等は、避難指示等を発令した旨の連絡を受けた場合、又はその発令を確認した場合は、次を基準に措置するものとする。

(1) 児童・生徒等が帰宅している（家庭にいる）場合

1) 校長等に対して休校を指示するものとするが、指示がない場合においても校長自らが、避難指示等が発令されたことを確認した場合は、休校することが出来る。

2) 児童・生徒等は、避難指示等が発令されたことを確認した場合は、登校を要せず、家族と一緒に避難するものとする。

(2) 児童・生徒等が学校にいる場合

校長等に対し直ちに授業中止を指示し、児童・生徒等を誘導・避難させ、所定の避難所で家族に引き渡すものとする。

10 その他

(1) 治安の維持

霧島市長は避難対象区域への立ち入り禁止（警戒区域の設定）等の規制措置の実施とその周知を図り、避難対象区域（警戒区域）等の周辺における警戒活動を行う。

(2) 報道関係者への対応

多数の報道関係者に安全な取材・報道活動を行ってもらうため、災害対策本部等にも報道対策部門を設置し、担当者（市職員）を置いて報道関係者への対応に当たる。

なお、報道関係者に、住民等への避難誘導を支援するための重要な情報の報道等を依頼するよう努める。

(3) 相談窓口の開設

避難住民の中には災害によって家屋や土地、事業所等を失う者が出ることも想定される。私有財産の喪失は著しい精神的苦痛を伴うこと等が予想されるため、被災した住民の生活再建、事業の再建等の相談にのり、不安の解消に努めるため、各避難所に市職員や県派遣職員等による相談

窓口等を設ける。

(4) ペット・家畜の扱い

ペット、家畜は原則として所有者の責任において避難先を確保する。
なお、避難先が確保できないペット、家畜のために、ペットの場合は臨時に預ける施設等を準備することを検討し、家畜の場合は、隣接する市町に受け入れ体制について事前に依頼しておくものとする。

記載例

別表1 霧島火山防災マップに基づく避難に係る避難誘導者等のリスト

番号	区・自治会等の名称	世帯数	人口	誘導責任者氏名 (代行者氏名)	誘導担当者	一時集合場所	移送手段			降車場所	避難所(定員) 連絡先
							移送車両	乗車人数	管理者(連絡先)		
3 km圏内											
牧園地区											
1	自治会	10	20	牧園 太郎 (牧園 次郎)	牧園 太郎	商店	自家用車	20	牧園 太郎 (78 -)	牧園アリーナ	牧園アリーナ(1,120名) 76-2500
4 km圏内											
霧島地区											
2	ホテル	-	宿泊者	霧島 太郎 (霧島 花子)	霧島 太郎	ホテル	自家用車 バス	宿泊者	霧島 太郎 (57 -)	霧島保健福祉センター	霧島保健福祉センター(100名) 64-8082

記載例

別表2 情報伝達手段のリスト

番号	名称 (管理者)	所在地(連絡先)	手段
----	-------------	----------	----

3 km圏内

牧園地区

1	自治会 (牧園 太郎)	牧園町高千穂 78-	エリアトーク
---	----------------	---------------	--------

4 km圏内

霧島地区

2	ホテル (霧島 太郎)	霧島田口 57- 090- -	固定・携帯電話
---	----------------	-----------------------	---------

記載例

別表3 避難所および一時集合場所等の一覧

【避難所】

番号	避難所名	所在地 (電話番号)	所轄または鍵管理者	定員 (床面積)	備考
牧園地区(高千穂1区自治会)					
1	牧園農村活性化センター	牧園町宿窪田813-11 (0995-54-5611)	牧園総合支所 産業振興課長	170名 (815㎡)	暖房設備有
2	牧園アリーナ	牧園町宿窪田2991 (0995-76-2500)	きりしまPPP(株) (指定管理者)	1,120名 (2,240㎡)	
霧島地区(湯之野、高千穂河原、神宮台地区)					
3	霧島 保健福祉センター	霧島田口500 (0995-64-8082)	霧島市社会福祉協議会 (霧島総合支所市民福祉課長)	100名 (200㎡)	暖房設備有 災害時要援護者受け入れ可能、多目的トイレ有

【一時集合場所】

番号	一時集合場所名	所在地	避難先となる避難所名	集合人数 (施設規模)	誘導責任者 (代行者)
3 km圏内					
牧園地区					
1	自治会 (牧園 太郎)	牧園町高千穂 78-	牧園アリーナ	20	牧園 太郎 (牧園 次郎)
4 km圏内					
霧島地区					
2	ホテル (霧島 太郎)	霧島田口 57- 090- -	霧島保健福祉センター	宿泊者	霧島 太郎 (霧島 花子)

記載例

別表4 避難対象者と避難誘導責任者

番号	区・自治会等	人数 (世帯数等)	災害時要援護者数 所在地は別途整理	避難誘導責任者 (不在時の代行者)	備考
3 km圏内					
【自治会等】					
牧園地区					
1	自治会	20	1	牧園 太郎 (牧園 次郎)	78 -
4 km圏内					
【観光事業主】					
霧島地区					
2	ホテル	宿泊者	-	霧島 太郎 (霧島 花子)	57-

記載例

別表5 避難元と避難先、それに係る時間のリスト

番号	区・自治会等	人数 (世帯数)	災害時要援護者数 所在地は別途整理	避難誘導責任者 (不在時の代行者)	一時集合場所 (避難に係る時間)	指定避難所 (避難に係る時間)	備考
3 km圏内							
【自治会等】							
牧園地区							
1	自治会	20人 (10世帯)	1人	牧園 太郎 (牧園 次郎)	商店	牧園アリーナ (車で 分)	
4 km圏内							
【観光事業主】							
霧島地区							
2	ホテル	人収容	-	霧島 太郎 (霧島 花子)	ホテルロビー	霧島保健福祉センター (車で 分)	

避難経路図



- 牧園農村活性化センター
- 牧園アリーナ

火口からの距離別自治会・施設等と避難所までの所要時間

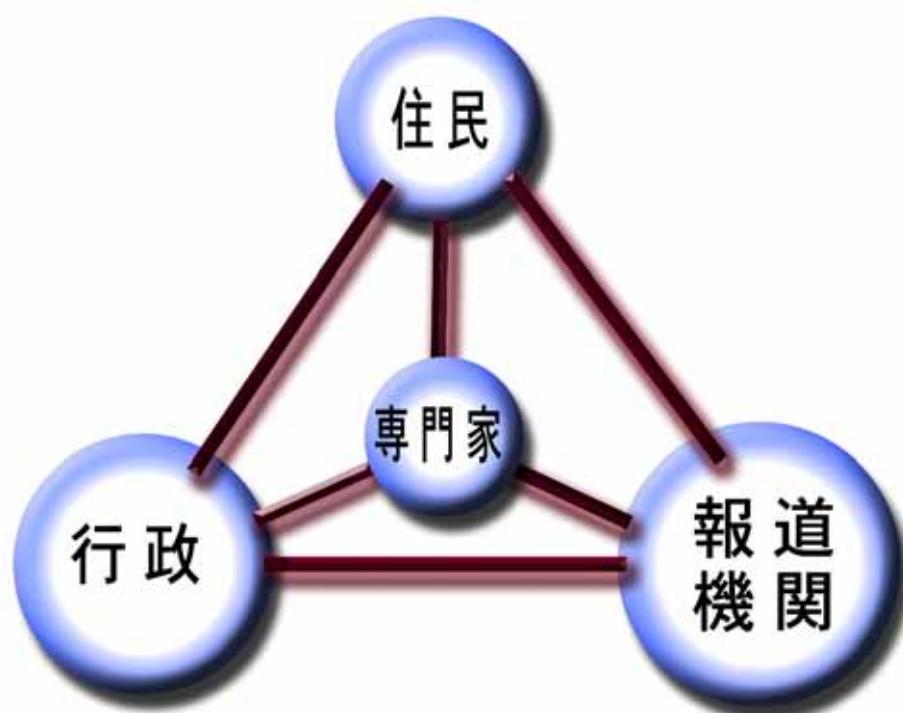
牧園地区

距離	自治会・施設等	世帯	人口	時間(分)	避難所
3km					
4km					
5km					

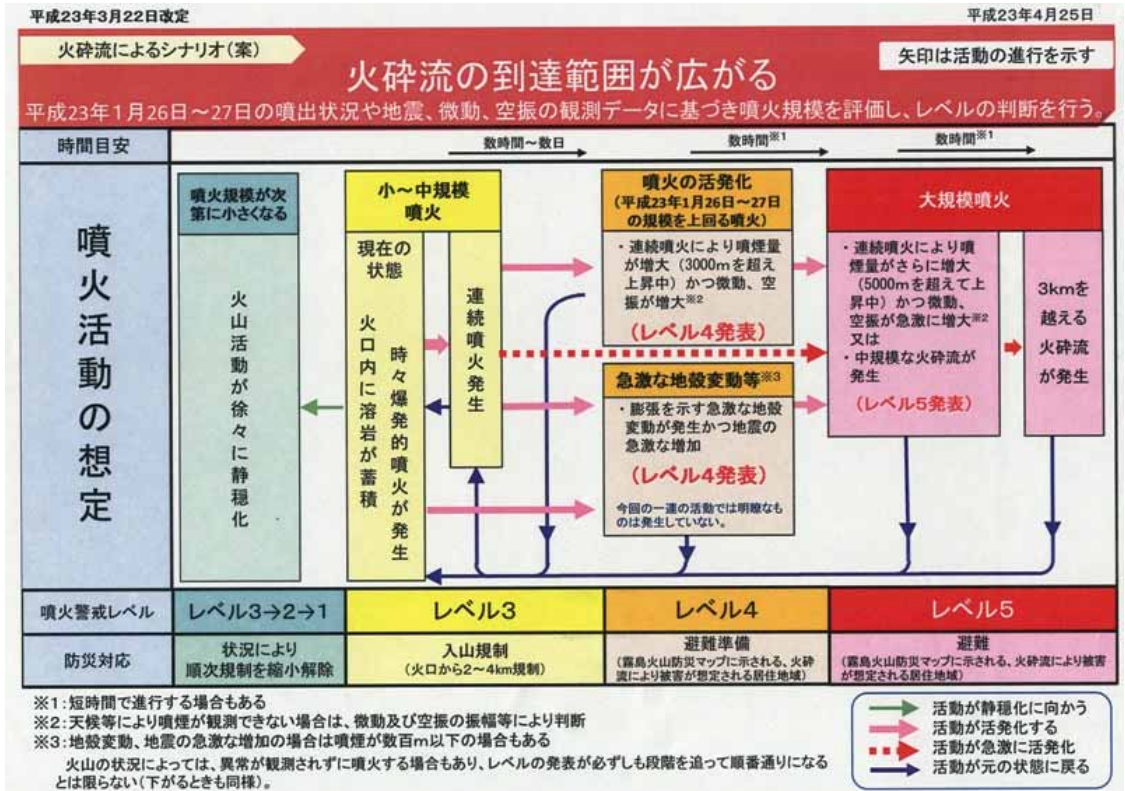
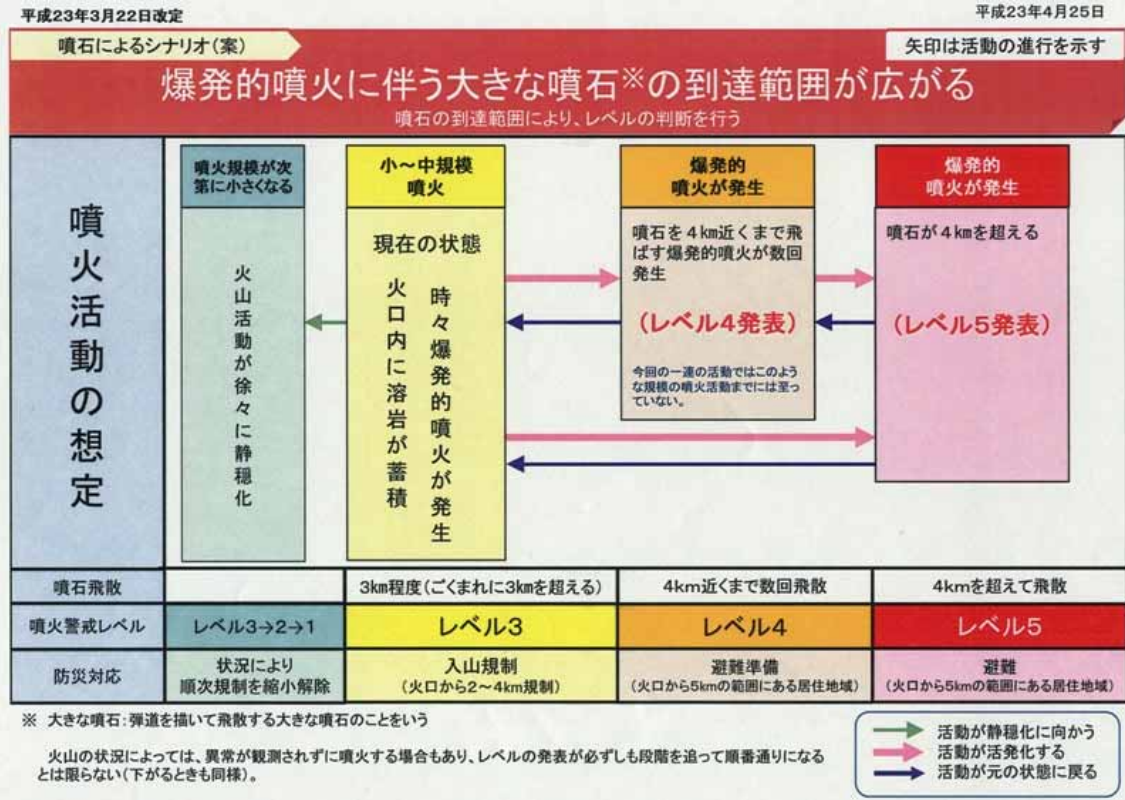
霧島地区

距離	自治会・施設等	世帯	人口	時間(分)	避難所
3km					
4km					
5km					

參考資料

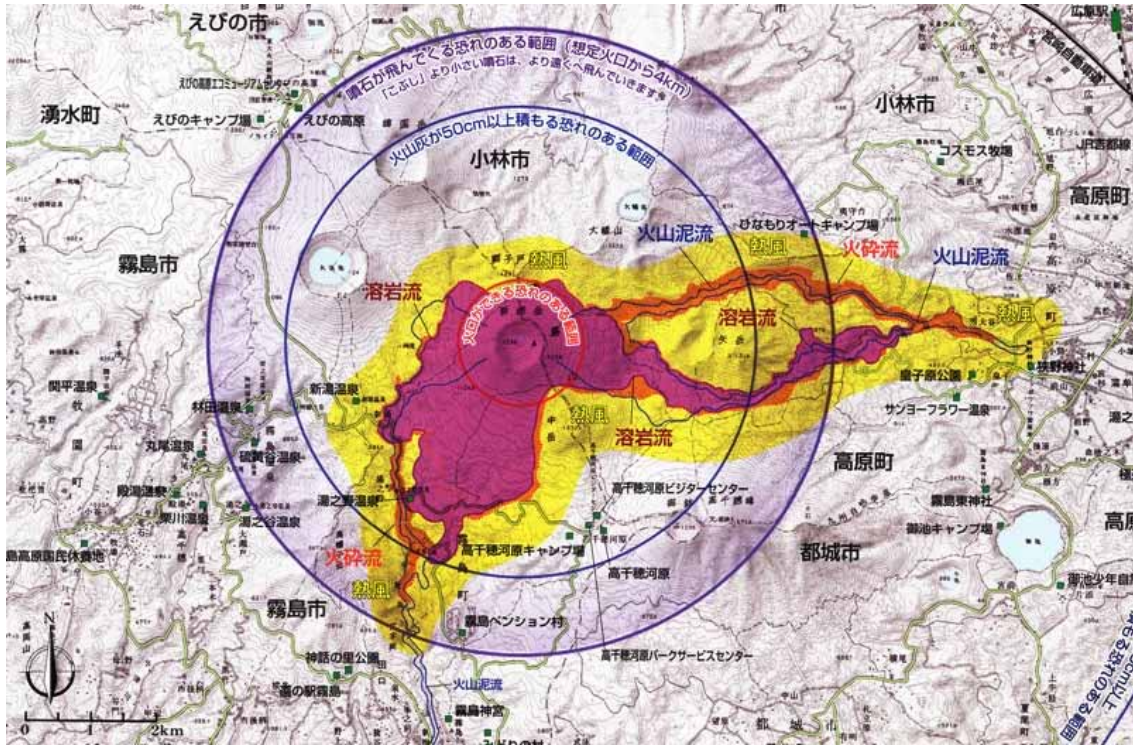


【霧島山(新燃岳)噴火活動が活発化した際の噴火シナリオ】



【霧島火山防災マップによる噴火被害想定区域】

(新燃岳が火口になった場合)



避難計画策定対象となる火山現象は、つぎのとおりとする。

- 噴石（大）：風の影響を受けずに弾道を描いて落下する大きな噴石
- 火砕流：火山灰や火山弾、火山岩塊等が高温のガス等と一団となって猛スピードで移動する現象。温度は数百度にも達し、時速100Kmを超えることもある。
- 熱風：高温の気体と火山灰等が混合して、火砕流の先端や周囲に流れ広がる現象。
- 溶岩流：マグマが火口から流出し、斜面を流下する現象。

【過去の火山噴火】

霧島火山防災検討委員会報告書資料集より

歴史時代の火山活動(御鉢・新燃岳)

西暦	和暦	噴火日付	
		御鉢	新燃岳
742	天平14	11月28日	
788	延暦7	3月4日	
945頃	天慶8頃	不明	
1112	天永3	2月3日	
1167	仁安2	不明	
1183	寿永2	12月17日	
1235	文暦元	12月28日	
1554-1555	天文23~弘治元	不明	
1566	永祿9	4月7日、9月9日	
1574	天正2	1月	
1576-1578	天正4~6	不明	
1587	天正15	4月17日	
1588	天正16	3月12日	
1598-1600	慶長3~5	不明	
1613-1614	慶長18~19	不明	
1615-1616	元和元~2	不明	
1617-1618	元和3~4	10月20日	
1620	元和6	不明	
1628	寛永5	9月29日	
1637-1638	寛永14~15	不明	
1659-1661	万治2~寛文元	1月~翌年12月	
1662-1664	寛文2~4	8月~翌年3月	
1677	延宝5	不明	
1678	延宝6	1月9日	
1706	宝永2	12月15日	
1716-1717	享保元~2		3月11日、11月9日、翌年2月、9月
1771-1772	明和8~9	7月20日、7月23日	
1822	文政4		12月20日、12月23日
1832	天保3	3月20日	
1880	明治13	9月	
1887	明治20	5月頃	
1888	明治21	1月12日、2月、3月	
1889	明治22	夏~12月	
1891	明治24	6月、11月	
1893	明治26	11月21日	

西曆	和曆	噴火日付	
		御鉢	新燃岳
1894	明治27	2月	
1895	明治28	10月、12月	
1896	明治29	3月、6月	
1897	明治30	5月、6月、9月	
1898	明治31	2月、3月、12月	
1899	明治32	8月、9月、10月、11月	
1900	明治33	2月16日	
1903	明治36	8月、11月	
1913	大正2	4月、11月、12月	
1914	大正3	1月8日	
1923	大正12	7月	
1959	昭和34		2月17日
1991	平成3		12月1～6日、翌年1月
2010	平成22		3月30日～4月16日、5月6日～

霧島山噴火災害対策連絡会議設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「霧島山噴火災害対策連絡会議」（以下「連絡会議」という。）と称す。

(目的)

第2条 霧島山噴火災害に関して鹿児島県地域防災計画に基づき、県、市町村及び関係機関の連携を確立し、総合的な避難対策等の推進を図る。

(所掌事項)

第3条 連絡会議は、第2条の目的を確立するため、次の事項を所掌する。

- (1) 火山噴火に関する情報収集
- (2) 避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する助言
- (3) 応援協力体制の確立及び推進
- (4) その他必要と認められる事項

(組織)

第4条 連絡会議は、別表1に掲げる者で構成する。

(会長)

第5条 連絡会議に会長を置き、鹿児島県危機管理防災課長をもって充てる。

2 会長は、連絡会議に関する事務を掌理する。

(会議の開催)

第6条 連絡会議は、会長が招集し議長となる。

2 会長は、必要があるときは、構成機関以外の機関の者に出席を求めることができる。

(連絡会)

第7条 連絡会議に霧島山の火山活動に伴う総合的な避難対策等について技術的な検討を行うため、霧島山火山防災連絡会を置くことができる。

(事務局)

第8条 連絡会議の事務局は、鹿児島県危機管理防災課に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事務は、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成20年9月2日から施行する。

別表1 霧島山噴火災害対策連絡会議 委員名簿

	所 属	役 職	氏 名
会長	鹿児島県 危機管理局 危機管理防災課	危機管理防災課長	
委員	鹿児島県警察本部 警備課	警備課長	
委員	鹿児島地方気象台	防災調整官	
委員	国立大学法人 鹿児島大学 理学部	教授	
委員	第十管区海上保安本部 救難課	救護課長	
委員	陸上自衛隊第12普通科連隊 第3科	第3科長	
委員	海上自衛隊第1航空群	運用幕僚	
委員	日本赤十字社 鹿児島県支部 事業推進課	事業推進課長	
委員	国土交通省 九州運輸局 鹿児島運輸支局	首席運輸企画専門 官企画調整担当	
委員	農林水産省 九州農政局 鹿児島農政事務所 消費流通課	消費流通課長	
委員	西日本電信電話株式会社 鹿児島支店	災害対策室長	
委員	九州電力(株)鹿児島支店 送変電統括部 系統計画グループ	グループ長	
委員	霧島市 安心安全課	安心安全課長	
委員	湧水町 総務課	総務課長	
委員	霧島市消防局 警防課	警防課長	
委員	大口外四町消防組合 警防課	警防課長	